明治二十五年十一月廿六日

（定價金二錢）

（本號八頁）

（明治三十五年一月廿六日　遞信省認可）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千五百十號
明治廿五年十一月廿六日土曜日（壬戌）
舊曆壬辰十月八日

（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スル者ハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄
一行	四	十三錢
一行	二	十一錢
		七日以上 十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるあと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

盡ぞ一歩を進めざる

一兩年來民黨の所論は兎角消極の一方に偏し政府の發意に出たる事業とあれば利害得失を論ぜず一概に反對するのみにして左ればとて自から進んで事を畫策するにも非ず其目的は政府の信用を失はしめ自から取て代らんとするに外ならずして恰も國家の利害を顧みざるの觀ありしより或は其黨勢に驕て之を目するに破壞黨を以てしたるものさへなきに非ず破壞黨とは歐洲諸國にて所謂無政黨虛無黨の類と意味を同ふするものならんか、我民黨の擧動假令ひ穩ならずと云ふも精神の所在は自から明白にして深く咎ひるに足らざるに破壞の名を付するとは不倫の甚だしきものなりとて我輩は大に其非を鳴らしたれども兎に角に其方針常に一般の希望に反して人氣を失ひたるは事實に疑ふ可らず昨年の國會解散以來の成行に就ても明白なる所なれば若しも今日に於て之を改めざるときは益々大に厭はれて前途の望ま憂束なきのみか遂には國會その物をして一の厄介物たらしひるの極にも至らんかとて掛念も少なからざりしに其人々も茲に悟りたる所あるか近日の言論を見れば從來の空論に似ず大に實に近きたるものゝ如し即ち其人々が今回の議會に提出す可しと云ふ鐵路擴張案の如き海軍擴張案の如き何れも其一班を窺ふに足る可きものにして今日の民黨は亦舊日の民黨に非ざるの情を見る可し果して從來の非を悟りて大に爲す所あらんとするの精神ならんには我輩は大に之を贊成して與に共に方針を談ぜんとするものなれども顧ふに進取の事たる亦決して容易ならず一般の利害に着目して立國の大計を謀るときは今後爲す可きの事業少なからずして航路擴張案の如きは唯其一端に過ぎず即ち內國の物產工業を奬勵保護して通商貿易の繁盛を謀り海外に殖民地を求めて人民の移住を計畫する等目下の急務は一にして足らず何れも莫大の費用を要する事柄にして其費用の出處は之を如何す可きや民黨の人人は頻りに經費の節減を唱へ其節減し得たるものを以て之に充てんとするの計畫なりと云ふ節減の說敢て不可なるに非ざれども今の經費の如き精々節したる處にても高の知れたるみとにして國家事業の大計畫に間に合はざるは數に於て明白なる處なれば更に費用の出處を求めざるを得ず（銀位下落物價騰貴の爲め政費に影響するみとも亦甚だ容易ならず他日論ずる所あるべし）退て消極の方針を堅守せんか國家の事業は日に縮少して民心は次第に離るる可し進んで積極の方向を取らんか費用支出の考案なかる可らず民黨にして退歩の處悟ならんには夫迄なれども既に前非を悟りて進歩の方向に決したる以上は我輩は其人々が更に一歩を進めて地租輕減地價修正の計畫を斷然思ひ止まらんみとを勸告するものなり抑も輕減修正の利害得失は我輩の飽までも陳說したる所にして少しく思慮ある者は到底實行す可らざるを認むるのみならず論者自身と雖も今日と爲りては內々その非を悟りたるみとならんか聞く所に據れば輕減修正の兩論は共に所謂民力休養の趣旨なるに拘はらず實際に於ては互に利害を異にして互に相容れず今日の有樣にては既に本來の趣旨を離れ輕減論あるが爲に修正論あり、修正論あるが爲めに輕減論ありとも云ふ可き姿にして唯今は修正論の氣焰頗る盛にして輕減論の方は餘り喧しからざる如くなれども一方の說にして議場に出づれば他の一方も必ず續て提出さるゝに至る可し畢竟修正を欲する者は輕減を以て自家の目的の爲めに不便なりとし又輕減を云々するものは修正を以て銘々の不利として互に地方の意氣地を議場に爭ふものに外ならずと云ふ而して論者の內情如何を問へば共に希望の必成を期するものに非ず實際には到底行ふ可らざるを知りながらも平生の言論と云ひ擴擧區民に對する約束と云ひ今更ら前說の取消もなら ず して私情一偏に主張するまでのみとなるべし云ふ其情憫れむに堪へたりとも可し右の如き論者は兎も角もなれども今の民黨の人々は既に國事の方針を進歩の一方に決したるものなり進歩の方針と輕減修正の計畫と兩立す可らざるは數に於て明白なる所なれば壹を一歩を進めて其計畫を思ひ止まらざるや若しも一方に於ては進歩の方針を取ると明言しながら一方に於ては輕減修正の說を唱へて立國の根立を動かさんとするが如き擧動もわらば其言論は如何に壯快なるも我輩は矢張り一種の矛盾を主張するものとして國中多數の人々と共に之を排斥せんと欲する者なり

官報

○遞信省令第十六號
明治十八年六月太政官第十一號布達但書中明治二十五年トアルヲ明治二十八年ト改正ス
明治二十五年十一月二十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

遞信省令第十六號參照
太政官第十一號布達（明治十八年六月五日）

明治五年（十月）第三百十二號布達ヲ廢止シ自今燈標私設ヲ禁止ス
但従設燈標ニシテ從前船舶ヨリ其費用ヲ徵セサルモノハ來ル明治二十五年ヲ限リ廢止シ其費用徵收期滿年限ナキモノハ此際相當ノ期限ヲ定メ更ニ工部省ヘ願出ヘシ

○司法省告示第六十八號
奈良地方裁判所管內松山區裁判所山粕出張所明治二十五年十二月一日ヨリ開廢ス
明治二十五年十一月二十五日　司法大臣伯爵山縣有朋

○遞信省告示第二百八十六號
熊本縣士族坂井等ノ私設ニ係ル肥後國八代郡八代港燈臺ハ點火停止ス處來ル十二月一日ヨリ解停ス
明治二十五年十一月二十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○警視廳告示第十七號
千葉縣ニ於テハ東京府下ヨリ牛羊ノ牽入ヲ禁止セリ
明治二十五年十一月二十五日　警視總監園田安賢

雜報

○鐵道會社の實況

山陽鐵道會社

●會社創立以來の事情　山陽鐵道會社の株主等は去る明治十九年を以て攝津の神戸より播磨の姫路に至る卅餘哩の鐵道布設を計畫し其旨政府へ出願したるに願意輙く許容せられずして結局神戸姫路間の線路を延長し岡山廣嶋を經て赤間關に達するの幹線を相當の年限內に布設竣功するの責任を負ふに非ざれば神戸姫路間の鐵道布設をも許可せざるべく又若し工事着手の後姫路以西馬關迄の全線を完成する能はざる場合に於ては實際仕拂ひたる資本金に年四分の利子を附し鐵道一切を擧げて政府へ買上げ若くは他の大會社へ合併せしむべしとの指令を得たり依て株主は之に從ひ直ちに神戸馬關間の線路を實測し二十年十月改めて神戸馬關間の敷設を出願したるに同二十一年一月免許狀の下附を得神戸より馬關迄三百餘哩の鐵道を向ふ九箇年內に布設竣功すべきを命令せられたり爾後會社は大に資本金を募集し布設工事を急ぎ同二十一年十二月姫路迄を開通し得たりと雖も以西の線路は恰も世間不景氣の折に際して資本金募集に頗る困難を感じたる爲め工事の進歩捗々しからず是れ畢竟鐵道布設中は實際其建築費に仕拂ひたる資本金額に對し相當の利益を配當するみとを能はざるに由り尋常の株主が數年後の利益を當てに放銀するみとを能はざるものなればとて會社は明治二十二年十月更に政府へ願請して姫路以西の線路に限り工事落成の上其哩數に對し一哩に付金二千圓の割合を以て特別補助金を下附するみとなりたり然るに其後も株金徵收易からずして工事の進捗は兎角思はしからざりしかど廣嶋迄の工區は早く着手せずしては補助金下附の期限經過するの恐れもありとて差向き社債を募りて之を布設するみとゝは爲したり

●工事　は二十一年六月起工式を擧げ同十一月兵庫明石間開通、同十二月姫路迄、同二十二年八月神戸兵庫間、姫路龍野間同年十一月、龍野有年間二十三年七月、岡山迄二十四年三月、倉敷迄二十四年四月、笠岡迄同年七月、福山迄同年九月、尾道迄同年十一月、三原迄二十五年四月開通せり、今延長一哩數百四十三哩二十七鎖

●營業の概況　同會社の資本金高は千三百萬圓にして現在拂込總高は七百壽二萬四、興業資本總高七百五十一萬三千四百八十六圓、積立金一萬四千五百五十七圓、借入金六十二萬圓あり、線路布設の工事費總高は七百十四萬三千五百八十九圓にして千三百三十四圓を要せり其乘客荷物人は頻りに經費の節減を唱へ其節減し得たるものを以て之に充てんとするの計畫なりと云ふ節減の說敢て不可なるに非ざれども今の經費の如き精々節したる處にても高の知れたるみとにして國家事業の大計畫に間に合はざるは數に於て明白なる處なれば更に費用の出處を求めざるを得ず（銀位下落物價騰貴の爲め政費に影響するみとも亦甚だ容易ならず他日論ずる所あるべし）退て消極の方針を堅守せんか國家の事業は日に縮少して民心は次第に離るる可し進んで積極の方向を取らんか費用支出の考案なかる可らず民黨にして退歩の處悟ならんには夫迄なれども既に前非を悟りて進歩の方向に決したる以上は我輩は其人々が更に一歩を進めて地租輕減地價修正の計畫を斷然思ひ止まらんみとを勸告するものなり抑も輕減修正の利害得失は我輩の飽までも陳說したる所にして少しく思慮ある者は到底實行す可らざるを認むるのみならず論者自身と雖も今日と爲りては內々その非を悟りたるみとならんか聞く所に據れば輕減修正の兩論は共に所謂民力休養の趣旨なるに拘はらず實際に於ては互に利害を異にして互に相容れず今日の有樣にては既に本來の趣旨を離れ輕減論あるが爲に修正論あり、修正論あるが爲めに輕減論ありとも云ふ可き姿にして唯今は修正論の氣焰頗る盛にして輕減論の方は餘り喧しからざる如くなれども一方の說にして議場に出づれば他の一方も必ず續て提出さるゝに至る可し畢竟修正を欲する者は輕減を以て自家の目的の爲めに不便なりとし又輕減を云々するものは修正を以て銘々の不利として互に地方の意氣地を議場に爭ふものに外ならずと云ふ而して論者の內情如何を問へば共に希望の必成を期するものに非ず實際には到底行ふ可らざるを知りながらも平生の言論と云ひ擴擧區民に對する約束と云ひ今更ら前說の取消もならず して私情一偏に主張するまでのみとなるべし云ふ其情憫れむに堪へたりとも可し右の如き論者は兎も角もなれども今の民黨の人々は既に國事の方針を進歩の一方に決したるものなり進歩の方針と輕減修正の計畫と兩立す可らざるは數に於て明白なる所なれば壹を一歩を進めて其計畫を思ひ止まらざるや若しも一方に於ては進歩の方針を取ると明言しながら一方に於ては輕減修正の說を唱へて立國の根立を動かさんとするが如き擧動もわらば其言論は如何に壯快なるも我輩は矢張り一種の矛盾を主張するものとして國中多數の人々と共に之を排斥せんと欲する者なり

二十三年度
二十四年度

	圓
	一五六、三九五
	一〇五、三一〇

●會社の前途　會社は本年七月以前は一哩金一錢にして一哩七厘七毛强に當り神戸岡山間の賃金一圓にて一哩七厘二毛强、四哩の賃金亦一圓にて一哩六厘九毛强正を施したり即ち從前は一哩金一錢にして一哩七厘七毛强に當り神戸岡山間の賃金一圓にて一哩六厘九毛强、四哩の賃金亦一圓にて一哩六厘九毛强ものを改めて距離の近きは一錢に減じ遠きは其割合を低減せり例せば神戸岡山間の賃金一圓にて一哩七厘七毛强に當り神戸岡山間の賃金一圓にて一哩六厘九毛强、四哩の賃金亦一圓にて一哩六厘九毛强道會社の改正は近距離の賃金を增し遠距離の賃金を減ずるものなるが山陽會社は近道共に低減せざるは中國の旅客此功德に預り得ざるべし

二十三年度
二十四年度

	人
九七一、九七四	
一、四〇三、三一一	

	噸
八五、六八二	
九四、〇八四	

右の如く二十四年度は乘客貨物共に增加したるが其二十四年度に於ける乘客平均七圓七十錢に上り汽船の競爭なりの收入ながら貨物の一日一哩平均なりの收入ながら貨物の一日一哩平均なりの收入ながら貨物の一日一哩平均